

市民・産業委員会協議会資料

令和2年11月25日

産業観光局

農業委員会事務局

令和2年度11月補正予算（案）の概要について

【産業観光局・農業委員会関係】

（単位：千円）

款・項	補正前の額	補正額	補正後の額
5款 労働費	301,453 (293,466)	1,957 (1,784)	303,410 (295,250)
5項 労働諸費	301,453 (293,466)	1,957 (1,784)	303,410 (295,250)
10目 労働諸費	181,664	2,274	183,938
15目 雇用対策費	43,102	△ 490	42,612
6款 農林水産業費	8,167,819	13,365	8,181,184
1項 農業費	7,761,756	16,677	7,778,433
1目 農業委員会費	221,782	△ 6,034	215,748
5目 農業総務費	912,819	22,711	935,530
5項 林業費	185,066	△ 4,443	180,623
1目 林業総務費	33,109	△ 4,443	28,666
10項 水産業費	220,997	1,131	222,128
1目 水産業総務費	26,802	1,131	27,933
7款 商工費	7,838,690 (7,732,196)	275,113 (276,200)	8,113,803 (8,008,396)
1項 商工費	7,838,690 (7,732,196)	275,113 (276,200)	8,113,803 (8,008,396)
1目 商工総務費	605,773 (567,229)	29,500 (28,972)	635,273 (596,201)
5目 商工業振興費	5,920,743 (5,903,699)	247,751 (247,228)	6,168,494 (6,150,927)

産業観光局・農業委員会関係 歳出予算補正額合計 291,349 千円

※5款労働費、5項労働諸費の（ ）は、「5目 勤労青少年ホーム費」を除いて表記

※7款商工費、1項商工費の（ ）は、

「1目 商工総務費中、消費生活センター事務費」

「5目 商工業振興費中、新産業ゾーン整備事業費」

「10目 消費生活費」

「15目 計量費」を除いて表記

事務事業別説明

(単位：千円)

事務事業名	補正額	内 容	担当課	
5款 労働費		人件費等の過不足調整によるもの	産業振興・雇用 推進課	
5項 労働諸費				
10目 労働諸費				
勤労者労政事務費	2,274			
15目 雇用対策費				
雇用対策等事業費	△ 490			
6款 農林水産業費				農業委員会 事務局
1項 農業費				
1目 農業委員会費				
農業委員会事務費	△ 6,034			
5目 農業総務費				
農林水産課事務費	13,532			
農村整備課事務費	9,179			
5項 林業費			農林水産課 農村整備課	
1目 林業総務費				
林業事務費	△ 4,443			
10項 水産業費			農林水産課	
1目 水産業総務費				
水産業事務費	1,131			
7款 商工費			経済企画総務課 産業政策課 産業振興・雇用 推進課 観光振興課 プロモーション・ MICE 推進課	
1項 商工費				
1目 商工総務費				
経済企画総務課事務費	2,175			
産業政策課事務費	11,454			
産業振興・雇用推進課事務費	△ 2,214			
観光振興課事務費	21,306			
プロモーション・MICE 推進課事務費	△ 3,749			
5目 商工業振興費			産業振興・雇用 推進課	
中小企業活性化事業費（新 型コロナ関連）	247,228	セーフティネット保証申請受付にかか る会計年度職員の報酬等及び事業継続 支援金が見込みを上回ったことによる 増額		

繰越明許費補正

第6款 農林水産業費 第10項 水産業費

(単位：千円)

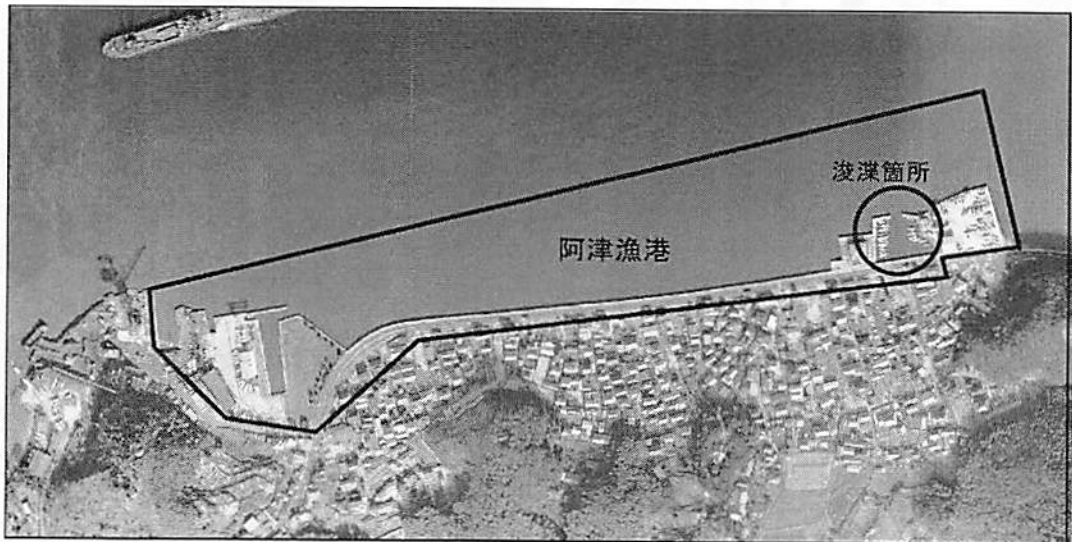
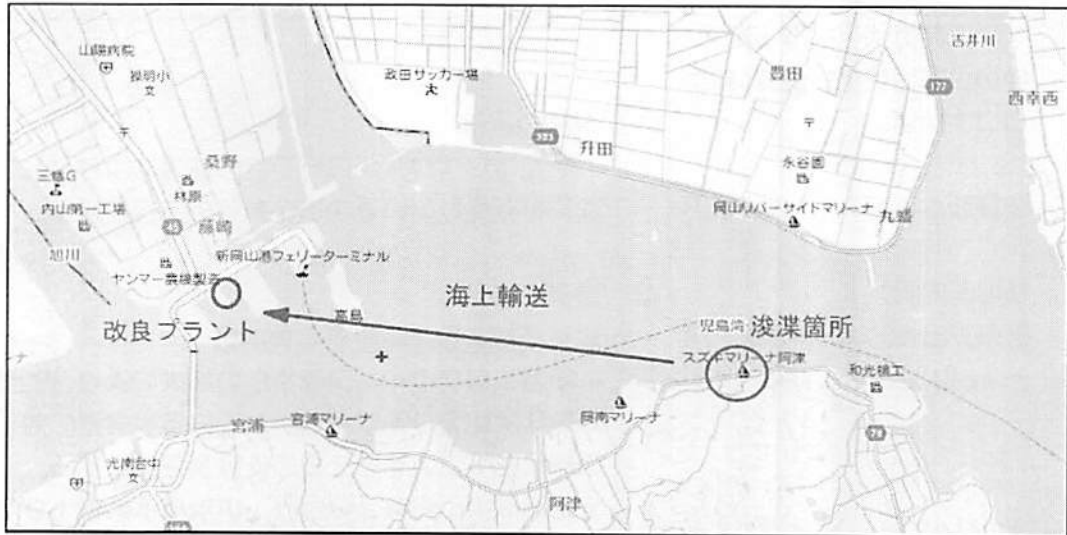
事業名	件数	繰越明許費限度額	主な繰越明許理由
漁港維持管理事業費（臨）	1	92,000	阿津漁港浚渫工事の施工時期について、関係漁協及び漁業者等と協議の結果、工事着手時期が令和3年4月以降となったため。

令和2年度11月補正予算(案)項目について

項 目	概 要
<p>(商工業近代化指導事業費) 中小企業活性化事業費(新型コロナ関連) 予算額: 247,228千円</p> <p>(財源内訳) 国庫支出金: 147,430千円 一般財源: 99,798千円</p>	<p>1 事業の趣旨 新型コロナウイルス感染症の拡大により、特に大きな影響を受けている中小企業等の支援を行う。</p> <p>2 事業の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>事業継続支援金給付事業負担金</u> 新型コロナウイルス感染症の拡大により、売上高が対前年度比20%以上減少している事業者に対し、事業継続を下支えするための支援金を支給する。 支給額は中小企業20万円、小規模事業者10万円 245,000千円 ・ <u>申請窓口の体制の強化</u> 新型コロナ関連融資の申込に必要な売上減少の認定申請と審査に対応する会計年度任用職員を配置。 2,228千円

阿津漁港浚渫工事 繰越明許について

1. 位置及び現況写真



2. 繰越理由

阿津漁港浚渫工事の実施にあたっては、浚渫後の海水を含んだ残土の処分方法が確定しなければ工事を発注することが出来ない。

また、施工場所の阿津漁港は、ノリ養殖の漁業者が利用していることから、漁期の9月～翌年4月の間は浚渫作業を行うことが不可能である。

上記から、工事の早期発注に向けて、浚渫残土の処分方法や改良プラント候補地、改良残土の受入先など関係機関との協議を進めてきたが、目途が立つまでに不測の日数を要し、8月末までに浚渫作業を行うことが困難となった。

上記から、繰越明許を行い、実際の浚渫作業期間を令和3年5月以降と設定して、令和3年3月発注を目指すものである。

岡山市公共物管理条例の一部改正について

甲 第 号 議 案

岡山市公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市公共物管理条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和2年 月 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市公共物管理条例の一部を改正する条例

岡山市公共物管理条例（平成17年市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第13条関係）

使用物件		単 位	使用料
電柱，電線， 変圧塔，郵便 差出箱，公衆 電話所，広告 塔その他これ らに類する工 作物	第1種電柱	1本につき1年	630円
	第2種電柱	1本につき1年	960円
	第3種電柱	1本につき1年	1,300円
	第1種電話柱	1本につき1年	560円
	第2種電話柱	1本につき1年	890円
	第3種電話柱	1本につき1年	1,200円
	その他の柱類	1本につき1年	56円
	共架電線その他上空に設ける 線類	長さ1メートルに つき1年	6円
	地下電線その他地下に設ける 線類	長さ1メートルに つき1年	3円
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	550円
地下に設ける変圧器	使用面積1平方メ ートルにつき1年	340円	

	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,100円
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき1年	470円
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	2,700円
	その他のもの	使用面積1平方メートルにつき1年	1,100円
水道管, 下水道管, ガス管 その他これらに類する物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	23円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	34円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	50円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	67円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	101円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	130円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	230円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	340円
	外径が1メートル以上のもの	長さ1メートルにつき1年	670円
歩廊, 雪よけ その他これらに類する施設	天幕, 日よけ, 雨よけ(仮設ひさし)その他これらに類するもの	使用面積1平方メートルにつき1年	1,100円

道路その他これに類する施設	上空に設ける通路	使用面積1平方メートルにつき1年	1,300円
	地下に設ける通路	使用面積1平方メートルにつき1年	810円
	その他のもの	使用面積1平方メートルにつき1年	1,100円
露天, 商品置場その他これらに類する施設	祭礼, 縁日等に際し, 一時的に設けるもの	使用面積1平方メートルにつき1日	27円
	その他のもの	使用面積1平方メートルにつき1月	270円
看板(アーチを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	270円
	その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	2,700円
標識		1本につき1年	890円
旗ざお	祭礼, 縁日等に際し, 一時的に設けるもの	1本につき1日	27円
	その他のもの	1本につき1月	270円
幕(工事用施設であるものを除く。)	祭礼, 縁日等に際し, 一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	27円
	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	270円
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	2,700円
	その他のもの	1基につき1月	1,300円
工事用板囲い, 足場, 詰所その他の工事用施設及び土石, 竹木, 瓦その他の工事用材料		使用面積1平方メートルにつき1月	270円
耐火建築物工事期間中の仮設店舗その他の仮設建築物及び市街地再開発事業のための一時		使用面積1平方メートルにつき1月	110円

収容施設		
水路上空に設ける遮蔽物	使用面積1平方メートルにつき1年	200円

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に使用許可を受けた者に係る使用料で、同日前に納入通知があったものについては、なお従前の例による。

提案理由

公共物使用料の額を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

岡山市公共物管理条例 別表(第13条関係) 新旧対照表

新				旧	
使用物件		単位	使用料	使用料	
電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物	第1種電柱	1本につき1年	630円	570円	
	第2種電柱	1本につき1年	960円	870円	
	第3種電柱	1本につき1年	1,300円	1,200円	
	第1種電話柱	1本につき1年	560円	510円	
	第2種電話柱	1本につき1年	890円	810円	
	第3種電話柱	1本につき1年	1,200円	1,100円	
	その他の柱類	1本につき1年	56円	51円	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	6円	5円	
	地下電線その他地下に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	3円	3円	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	550円	500円	
	地下に設ける変圧器	使用面積1平方メートルにつき1年	340円	300円	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,100円	1,000円	
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき1年	470円	420円	
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	2,700円	2,400円	
	その他のもの	使用面積1平方メートルにつき1年	1,100円	1,000円	
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	23円	21円	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	34円	30円	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	50円	46円	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	67円	61円	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	101円	91円	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	130円	120円	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	230円	210円	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	340円	300円	
	外径が1メートル以上のもの	長さ1メートルにつき1年	670円	610円	
歩廊、雪よけその他これらに類する施設	天幕、日よけ、雨よけ(仮設ひさし)その他これらに類するもの	使用面積1平方メートルにつき1年	1,100円	1,000円	
	道路その他これに類する施設	上空に設ける通路	使用面積1平方メートルにつき1年	1,300円	1,200円
		地下に設ける通路	使用面積1平方メートルにつき1年	810円	730円
	その他のもの	使用面積1平方メートルにつき1年	1,100円	1,000円	
露店、商品置場その他これらに類する施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	使用面積1平方メートルにつき1日	27円	24円	
	その他のもの	使用面積1平方メートルにつき1月	270円	240円	
看板(アーチを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	270円	240円	
	その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	2,700円	2,400円	
標識		1本につき1年	890円	810円	
旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	27円	24円	
	その他のもの	1本につき1月	270円	240円	
幕(工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	27円	24円	
	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	270円	240円	
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	2,700円	2,400円	
	その他のもの	1基につき1月	1,300円	1,200円	
工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設及び土石、竹木、瓦その他の工事用材料		使用面積1平方メートルにつき1月	270円	240円	
耐火建築物工事期間中の仮設店舗その他の仮設建築物及び市街地再開発事業のための一時収容施設		使用面積1平方メートルにつき1月	110円	100円	
水路上空に設ける遮蔽物		使用面積1平方メートルにつき1年	200円	200円	